

# 山口県報

平成24年  
7月10日  
(火曜日)

## 目次

- 告示  
生活保護法の規定に基づく施術者の指定(厚政課)……………一
- 公告  
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)(県民生活課)……………一
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(三件)(商政課)……………二
- 公安委告示  
交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正……………三



### 山口県告示第二百八十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成二十四年七月十日

山口県知事 二井 関成

施術者の氏名	施設名称	所在地	指定年月日
鈴木 弥生	鍼灸整骨院ゆるり	山口市湯田温泉二丁目九番一六号	平成二四、三、二七



### (三三三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十四年八月十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月十日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年六月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
代表者の氏名 中野ミツ子  
主たる事務所の所在地 下関市栄町一番二二号

### (三三四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年八月十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月十日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年六月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
代表者の氏名 光井 一彦  
主たる事務所の所在地 宇部市常盤町一丁目八番二二号

(三一五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出は、平成二十四年七月十日から同年十一月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。  
 平成二十四年七月十日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名 称 フジグラン岩国

所在地 岩国市麻里布町二丁目七二の五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社西南企画 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 高橋 正人

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	山口 晋	高橋 正人

四 届出年月日

平成二十四年六月七日

五 変更年月日

平成二十四年五月七日

(三一六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出は、平成二十四年七月十日から同年十一月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。  
 平成二十四年七月十日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジ新南陽店

所在地 周南市政所二丁目二番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社西南企画 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 高橋 正人

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	山口 晋	高橋 正人

四 届出年月日

平成二十四年六月七日

五 変更年月日

平成二十四年五月七日

(三一七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出は、平成二十四年七月十日から同年十一月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業振興課において公衆の縦覧に供します。  
 平成二十四年七月十日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジグラン宇部

所在地 宇部市明神町三丁目一の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名 称 住 所 代表者の氏名

三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 若林 辰雄

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	変更に係る事項	変更前	変更後
岡内 欣也			若林 辰雄

四 届出年月日

平成二十四年六月十二日

五 変更年月日

平成二十四年四月一日



山口県公安委員会告示第二十六号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月十日

山口県公安委員会

表山口県岩国警察署の部川下交番の項所管区の欄中「尾津町五丁目」の下に「、愛宕町一丁目」を加え、同部川越警察官駐在所の項位置の欄及び所管区の欄中「周東町獺越」を「周東町獺越」に改め、同表山口県光警察署の部光駅前交番の項所管区の欄中「虹ヶ丘七丁目」の下に「、光ヶ丘」を加え、同表山口県山口警察署の部宮野下警察官駐在所の項所管区の欄中「平野一丁目」の下に「、平野二丁目、平野三丁目、江良一丁目、江良二丁目、江良三丁目、桜島六丁目」を加え、同表山口県山南警察署の部新山口駅前交番の項所管区の欄中「小郡金堀町」の下に「、小郡円座西町、小郡円座東町、小郡尾崎町、小郡山手上町」を加える。

平成二十四年七月十日発行

発行所

山口県知事庁